

# あなたの会社は大丈夫ですか？

## ～「コース別雇用管理」の注意点～

例えば・・・

男女別の採用予定人数を内部で設定している  
男性の選考を終了した後で女性を選考している

NG!

男女雇用機会均等法では、募集、採用、配置、昇進、教育訓練などについて性別を理由とする差別的取扱いを禁止しています。

総合職・一般職などに分けて雇用管理を行う「コース別雇用管理」は、運用の仕方によっては法に違反することもあります。次の点に留意してください。



Check!

### ① 法に直ちに抵触する例

#### コース設定

- ☑ 一方の性の労働者のみを一定のコース等に分ける
- ☑ 一方の性の労働者のみ特別な要件を課す  
【例】 転勤が条件になっているコースに応募した者のうち、女性にだけ面接で転勤の意思を確認する
- ☑ 形式的には男女双方に開かれた制度になっているが、実際の運用上は男女異なる取扱いを行う

#### 募集・採用

- ☑ 男女別で選考基準や採用基準に差を設ける
- ☑ 合理的な理由なく、
  - ・ 転居を伴う転勤に応じられる者のみを対象とする（転勤要件）
  - ・ 複数ある採用の基準の中に転勤要件が含まれている

#### コース運用

- ☑ 配置、昇進、教育訓練、職種の変更などに当たって、男女別で運用基準に差を設ける

※ ただし、男女雇用機会均等法では、例えば総合職の女性が4割未満の場合に、女性を積極的に選考したり、一般職女性の総合職への転換促進を図ることは許容されています。

## ② 制度をより適切・円滑に運用するために

## コース設定

- ☑ コース等別雇用管理を行う必要性と区分間の処遇の違いの合理性について十分検討する
- ☑ 各区分間の職務内容と職務上求められる能力を明確にし、労働者にコース等の区分での職務内容、処遇等を十分に説明する
- ☑ コース等に分ける際、労働者の従来職種等に関わらず、その時点での意欲、能力、適正等を適切に評価し、労働者の意志を尊重する
- ☑ コース等の区分間の転換を認める制度を柔軟に設定する

## 募集・採用

- ☑ 応募者に対し、コース等ごとの職務内容、処遇の内容等の差異について情報を提供する
- ☑ 採用担当者等に研修を実施すること等により、性別に関わらず、労働者の意欲、能力、適正等に応じた採用の実施の徹底を図るといった対策を講じる

## コース運用

- ☑ コース等ごとにそれぞれ昇進の仕組みを定めている場合には、これを明確にする
- ☑ 一般職についても、相応の経験や能力等を要する業務に従事させる場合には、その労働者に適切に教育訓練等を行って能力の向上を図り、意欲、能力、適性等に応じ総合職への転換等を行う

## お問い合わせは都道府県労働局雇用均等室へ

[受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）]

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-210-5009	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

## 詳しくは厚生労働省のホームページへ

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html)